

# 広島県の神楽

三 村 泰 臣\*

(平成16年9月9日受理)

## ‘Kagura’ in Hiroshima prefecture

Yasuomi MIMURA

(Received Sep. 9, 2004)

### Abstract

There are lots of and various types of ‘kagura’ in Hiroshima prefecture. The author, through observations of kagura in Hiroshima prefecture, divides it into 5 types: ‘Geihoku-kagura’, ‘Aki-Junijingi’, ‘Kagura in Geiyo-islands’, ‘Hiba-kojin-kagura’, and ‘Bingo-kagura’, and he explains each of 5 types of kagura in Hiroshima prefecture briefly.

The author, through close observations of ecstatic movements of kagura, shows kagura is closely related to ‘driving-out the evil spirits’. He concludes that kagura in Hiroshima prefecture relates not to dealing with ‘the soothing of gods’ but to dealing with ‘the dead souls’.

**Key Words:** dead souls, ecstatic movement, evil spirits, kagura, soothing of gods.

### はじめに

神楽などの民俗芸能に注意が向けられ始めたのは昭和三十年頃からである。広島県では昭和二十九年に有田神楽団(山県郡千代田町有田)の「神降し」「八岐の大蛇」「天の岩戸」の三演目が広島県無形民俗文化財に初指定された。それ以来、山県郡や安芸高田市の芸北神楽が広島県の代表的な神楽として認識されてきた。

平成十二年に広島女子大学が広島県の神楽の状況調査をし、県内に二百三十四の神楽団体があると報告している<sup>1)</sup>。そのうち芸北神楽は百二十三団体の半分、残り百数十団体は芸北神楽以外である。これらの神楽は質・量ともに優れ、広島県は全国でも有数の神楽どころといわれている。

近年広島県の神楽に対する関心がつとに高まっており、広島県の神楽に対する適切な解説が望まれている。本論考は筆者が広島県の神楽を概観したところに基づいて、広島県の神楽を概説し、それに対し正当な評価を与えるものである。

### 一. 広島県の神楽総説

#### 広島県の神楽研究史

広島県の神楽研究は北広島町有田の新藤久人から始まった。彼は芸北地区の神楽を探訪し、昭和三十四年に芸北神楽の概説をした『芸北神楽と秋祭』を刊行した<sup>2)</sup>。広島県の文化財保護審議委員会の真下三郎は芸北神楽を軸に広島県内の神楽を一書にまとめ、昭和五十六年に『広島県の神楽』を出版した<sup>3)</sup>。この著作は広島県の神楽の緻密な検討がなされていなかったにも拘わらず多数の読者を得、この著作を通して広島県を代表する神楽が芸北神楽にあるという誤った認識をもたせる結果になった。

他方、岩田勝は荒平舞や備後比婆荒神神楽の考察をし、昭和五十八年に『神楽源流考』を出版した<sup>4)</sup>。この本で広島県に独自の神楽が存在していることが示され、全国の民俗芸能研究者たちを驚嘆させた。牛尾三千夫は昭和六十年に『神楽と神がかり』を著し、比婆荒神神楽や安芸十二神祇の重要性を全国に指摘した<sup>5)</sup>。田中重雄は平成十年に『備後神楽』を出版し、備後神楽の全体像を明らかにした<sup>6)</sup>。

\* 広島工業大学環境学部環境デザイン学科



写真1. 広島県の神楽のアイデンティティとされる「荒平舞」の面（山県郡安芸太田町戸河内・大歳神社蔵）

また筆者による安芸十二神祇の研究などから、広島県の神楽の詳細な全体像が今やっと明らかになりつつある<sup>7)</sup>。

#### 広島県の神楽の五類型

広島県は安芸と備後の歴史的背景を異にする二国から成り立っている。中国地方は古くから荒神信仰が盛んで、神楽祭祀もこの荒神信仰を土台に展開してきた。ところが、安芸国は他宗を嫌う真宗が浸透した結果、古くからの荒神祭祀が廃れた。他方備後国は真宗以外であったため、古くからの荒神信仰が維持されてきた。また瀬戸内海の島々は諸国との交流も強く、固有の宗教に支配されない独自の信仰が展開した。

こうした歴史的背景を念頭に入れ、現在行なわれている神楽を私なりに大まかに区分すると、「芸北神楽」「安芸十二神祇」「芸予諸島の神楽」「比婆荒神神楽」「備後神楽」の五つに類型化できると思う（表1）。

表1 広島県の神楽の五類型

	安芸の神楽		瀬戸内海の神楽	備後の神楽	
五類型	芸北神楽	安芸十二神祇	芸予諸島の神楽	比婆荒神神楽	備後神楽
分布地域	安芸北部	安芸南部	瀬戸内海	備後北部	備後南部
保存団体数	123	25	約30	3	35

## 1. 芸北神楽

### 芸北神楽の分布と特徴

「芸北神楽」は安芸国（広島県西部）の太田川と江の川の上流域に位置する芸北地区に伝えられている神楽である。東部（安芸高田市と三次市）、中部（北広島町）、西部（安芸太田町）の三地域で歴史的背景の異なる神楽が展開したが、現実には種々の形態の神楽が混在している。これらの芸北神楽は発生時期の違いから「旧舞」「新舞」、伝播系統の違いから「阿須那系神楽」（阿須那手）「矢上系神楽」、舞の調子から「八調子」「六調子」と呼んで区別されたりする。

芸北神楽は広島県の神楽の中で歴史的に一番新しい神楽である。今、最も人気の高い神楽で、神楽競演大会などで注目を集めている。芸北神楽は演出方法が巧みであること、悪鬼や大蛇を退治する勧善懲悪の単純な演目が多いこと、非常に速いテンポで舞うことなどの特徴がある。

石見神楽が伝えられる前の芸北地区では、今の芸北神楽とは全く異なる神楽が演じられていた。それは安芸十二神祇の項で述べる大歳神楽のような神楽で、「荒平舞」や「將軍舞」などに代表される神楽であった。芸北神楽を総合的に分類すると、「高田神楽」「山県神楽」「新作高田舞」の三つに大別することができる。

### 高田神楽

安芸高田市（高宮町・美土里町）の神楽を総称し「高田神楽」という。舞の調子が速いため「八調子」ともいわれ、島根県邑智郡阿須那地方から導入されたため「阿須那系」（または「阿須那手」）ともいわれている。

高田神楽は旧石見国邑智郡阿須那の上田村（現島根県邑智郡邑南町）から伝えられた神楽である。高宮町川根の梶矢神楽団では「今から百二、三十年前（文化・文政頃）、梶矢の住民らが、邑智郡阿須那村の神職・斎藤氏より伝授を受けた」と伝えられている。各地でこのような言い伝えがあることから<sup>8)</sup>、高田神楽は文化・文政年間頃に、高宮町の川根・山根・羽佐竹に阿須那の神楽が伝えられて始まったといえる。

### 山県神楽

「山県神楽」は島根県邑智郡矢上村（現島根県邑智郡邑南町矢上）の石見神楽を導入して始まった神楽である。この神楽の導入に関与したのが東部では壬生村、西部では少し後れて橋山村である。山県郡の総注連頭だった北広島町壬生の神職・井上氏は、文化年間に邑智郡矢上村の神職・湯浅氏を招いて石見八調子神楽を積極的に導入し、周辺諸村に広めたという。他方、山県郡西部の地域に矢上舞を導入するパイプ役を果たしたのが橋山村（現北広島町橋山）の橋山神楽である<sup>9)</sup>。

このように山県神楽は江戸時代末から明治期にかけて、





写真2.「大歳舞」(山県郡安芸太田町戸河内)



写真3.「塵倫」(山県郡安芸太田町松原)



写真4.旧舞の「鐘馗」(山県郡安芸太田町加計)



写真5.新舞の「葛城山」(安芸高田市美土里町横田)

石見国邑智郡の矢上舞を直接的、あるいは間接的に導入して生まれた新しい神楽である。当時の山県神楽の演目は、筏津村(現北広島町筏津)の天保年間の『御神楽舞言立』によると、「潮祓」「磐戸」「八衡」「利目」「鐘馗」御座」「皇后」「貴布禰」「恵美須」「八岐」「天神」「風宮」「佐陀」「関山」「弓八幡」「五竜王」など、正真正銘の石見神楽であった<sup>10)</sup>。

#### 新作高田舞

太平洋戦争が終了した昭和二十二、三年頃、安芸高田市美土里町で誕生した神楽が「新作高田舞」である。終戦後は進駐軍の神楽に対する規制が厳しく、神楽を執行する際は進駐軍に許可申請をし許可をうけなければならなかった。宗教色の強い神楽には許可が与えられなかった。その規制に触れないように、美土里町の佐々木順三は従来の記紀神話に結びつく演目を訂正して、演劇性の高い新しい神楽を創作した。佐々木の創作した神楽は演出が巧みでスピード感があり、衣裳も豪華でショーの要素が素晴らしかったため、発足するや否や地元で好評を博し、見るみるうちに芸北一帯に広まっていった。

新作高田舞の誕生で、旧来からあった高田神楽や山県神

楽は「旧舞」と呼ばれ、新作高田舞は「新舞」と呼ばれるようになった。また神楽競演大会の人気の高まるにつれ、新舞は広島県の神楽の一地位を占めるまでになった。

## 2. 安芸十二神祇

### 安芸十二神祇の分布と特徴

旧安芸国南部(広島県西南部)の広島市、廿日市市、大竹市の全域に「安芸<sup>じゅうにじんぎ</sup>十二神祇」と呼ばれる神楽が伝えられている<sup>11)</sup>。広島市に二十団体、廿日市市に五団体、大竹市に五団体ほどある。

安芸十二神祇は十二番の舞を奉納するので十二神祇と呼ばれる<sup>12)</sup>。十二神祇の演目は、(1)清めを中心にした神事舞(湯立舞・煤掃きなど)、(2)神話・伝説・娯楽等を中心にした能舞(恵比寿舞・天の岩戸など)、(3)王子神楽から派生した五行の神楽(所務分け・五刀・二刀など)、(4)「荒平舞」と「將軍舞」の祝福と託宣の舞の、内容的に異なる四種類の演目が混在している。全国の神楽の中で特別な価値を有する「荒平舞」と「將軍舞」を伝承している点に十二神祇の最大の特徴がある。荒平舞は老いたる人を十七、八歳に若返らせ、死したる人を生き返らせる死繁盛





写真6. 安芸十二神祇の舞殿 (広島市安佐南区沼田町阿戸)



写真7. 「將軍舞」(廿日市市原)



写真8. 「荒平舞」(広島市安佐南区沼田町大塚)



写真9. 「荒平舞」(広島市西区井口)

の杖を手渡す善鬼の舞である。將軍舞では弓を採った舞手が神がかり悪魔を封じる舞である。

安芸十二神祇の演出の特徴は舞と奏楽がとても速いことである。新藤久人は十二神祇(湯来町の水内神楽)を初見し、「十二神祇系統では極めて早いテンポの奏楽であるので、とても床を踏むとか、舞うとか言う悠長で物静かなものではなく、それこそ足先だけ床につけて、全身をゆり動かしながら始終急テンポで踊り廻り、あたかも忘我無我踊り狂うと言う状態である」<sup>13)</sup>と述べている。新藤は更に「この神楽こそ本来の神楽の目的や形式の古さを一番よく留めているものではないかと思われる」<sup>14)</sup>とも指摘している。

#### 安芸十二神祇の歴史

安芸十二神祇は江戸時代後期に安芸南部で誕生した神楽と考えられる<sup>15)</sup>。安芸南部に古くからあった神楽ではなく、江戸時代の後期に旧佐伯郡白砂村(現佐伯郡湯来町白砂)にあった神楽が伝えられたものである<sup>16)</sup>。白砂舞と似たような内容の神楽は水内川流域の村々(現在の湯来町内)でも行なわれていたらしい<sup>17)</sup>。その一つ、下村で行われていた神楽は白砂舞の元になる神楽で、伝承によれば川井(現

湯来町川井)の川井八幡宮の神主・佐々木左近太夫多四郎が当地の人々に伝授したものと伝えられている<sup>18)</sup>。

ところで川井八幡宮の佐々木氏は、寛延年中(1748~1751)に山県郡筒賀村(現安芸太田町上筒賀)の井仁大歳神社の「一夜神楽」の記録に現れる<sup>19)</sup>。このことは下村の神職が筒賀村の神楽を行うことができたということで、筒賀村と下村の神楽はそれほど異質なものではなかったことを示している。井仁大歳神社は筒賀村の大歳神社の神職が支配していたから、その一夜神楽は筒賀村の大歳神社で行われていた「大歳神楽」と内容的に同一であったと思われる<sup>20)</sup>。このような史実をつなぎ合わせると、白砂舞のルーツは下村の神楽を介して、筒賀村の大歳神楽に辿りつくのである。

#### 大歳神楽

その「大歳神楽」とはどんな内容の神楽であったのか。筒賀・大歳神社では寛延年中から神楽道具を調達する資金集めとして「葎勸進」をしていたことが神社所蔵文書に記録されている<sup>21)</sup>。その記録から大歳神楽は「荒平」「岩戸」「將軍」「王子」など、安芸十二神祇の根幹をなす神楽を演じていたことが分かる。大歳神楽は筒賀村内だけでなく、



現在の安芸太田町全域でも行なわれていた。

大歳神楽の内容を知る手がかりになるもう一つの記録が、文化七年（1810）の「四之宮大歳大明神御神楽」（筒賀村坂原大歳神社の神楽）である<sup>22)</sup>。この御神楽では「大歳除」「朗詠」「恵比須」「供養」「下居」「荒神」「注連口」「神明」「中之御前」「大社」「一之宮大歳」「杵築料」「八幡八万」「土居大歳・上寺領太歳」「山神」「諸神」「手草」「荒平」「八花」「王子」「将軍」「神送」が奉納されている。これは筒賀村の大歳神社で寛延年間に行なわれていた大歳神楽の内容をより詳細に伝えている。

このような内容の大歳神楽は中世後期から芸北地区で行われていたと考えられている。それが江戸時代の中・後期に水内川流域の村々に受け入れられ、それが白砂舞を生み、やがて安芸南部にもたらされて安芸十二神祇の誕生となったのである。

### 3. 芸予諸島の神楽

#### 芸予諸島の神楽の分布と特徴

芸予諸島（安芸と伊予にまたがる瀬戸内海の島々）とその沿岸部に「芸予諸島の神楽」と呼ぶ神楽が存在してい

る<sup>23)</sup>。この神楽は芸予諸島西部（呉市広町・仁方町，安芸郡蒲刈町）と，芸予諸島東部（豊田郡瀬戸田町，因島市，及び愛媛県今治市大三島町など）の神楽に大別できる。

このうち芸予諸島西部の神楽は江戸時代末に大三島神楽を移入したもので，舞場を清めて神を勧請する「儀式舞」と，神々と共に楽しむ「形式舞」の二形式がある。形式舞というのは「ダイバ」や「吉丸」のような娯楽の神楽で，鎧を着けた舞手が剣や弓を採ってわずか二枚の蓮の上でパワー溢れる舞を披露する<sup>24)</sup>。呉市下蒲刈町の梅崎神社（旧称八幡宮）の内藤氏が所蔵する『神楽縁起』（大正五年）には，「御神来神ヲロシ」「神迎」「手草」「天磐戸神楽」「八重垣村雲宝鏡」「恵比須」「シメグチ」「二天」「大弓」「小弓」「四天」「ダイバ」「吉丸」「神功皇后」「太郎王子」「王子」など，呉市の神楽の代表的演目の詞章が書き留められている<sup>25)</sup>。

#### 芸予諸島の神楽の歴史

芸予諸島東部の神楽は西部の神楽と比較し歴史的に古形を残している。その原型は文化二年（1805）に菅茶山が記した『備後福山領風俗問状答』<sup>26)</sup> や，文政二年（1819）の『国郡志御用ニ付郡辻書出帳』<sup>27)</sup> に記載された三原領内の



写真10. 「悪魔払」（豊田郡瀬戸田町名荷）



写真11. 「ダイバ」（呉市広町小坪）



写真12. 「四天」（呉市仁方町戸田）



写真13. 「三宝荒神宮御繩」（豊田郡瀬戸田町名荷）



神楽から窺うことができる。これらの記録は、芸予諸島東部で江戸時代後期以前に「式三番」「造花」「礼」「悪魔祓」「剣舞」などを核にした神楽が行われていたことを記録している。

この核となる神楽に、採物による魔祓いの舞（小弓・二天・弓関・太刀関・柴舞など）、神話の能舞（岩戸・異国・恵美須・八重垣など）、王子舞など種々の曲目を付加して整えられたのが、現在の「芸予諸島の神楽」ということになる<sup>28)</sup>。

#### 名荷神楽

芸予諸島東部の神楽で中心的な神楽が豊田郡瀬戸田町名荷の「名荷神楽」である<sup>29)</sup>。昭和三十四年に広島県の無形民俗文化財に指定されている。名荷神楽には「弘化三年（1846）午五月吉日 名荷村楽中」と染められた舞出幕や、「安政二年（1855）奉寄進 四番組」と染めた衣装が残っている。現在の神楽は元治元年（1864）の神楽台本『御神楽本』<sup>30)</sup>に準じて行なわれている。伝承演目は「手草」「注連口」「神迎」「悪魔払」「岩戸」「三宝荒神宮御縄」「折敷舞」「剣舞」「小弓刈」「四天」「両刀」「異国」「仁天」「八重垣」「王子」の十五曲ほどである。このうち藁人形を使って託宣を伺う「三宝荒神宮御縄」は県内のどの神楽よ

りも歴史が深い神楽で、県内で最も貴重な神楽の一つと位置づけておく必要がある。

『御神楽本』には「諸神御神託」「御神託御縄御祭中御前」「八注連」など、県内はもとより、全国に見られない不思議な神楽が記載されている。「諸神御神託」は御久米を使った託宣行事、「御神託御縄御祭中御前」は藁蛇で作った藁人形（「御綱」「荒神」ともいう）を遊ばせる託宣舞、「八注連」は葬祭神楽で、神楽研究にとって極めて価値の高い神楽である。

#### 4. 比婆荒神神楽

##### 比婆荒神神楽の分布と特徴

比婆郡内には国の重要無形民俗文化財に指定されている「比婆荒神神楽」と、県の無形民俗文化財の「比婆斎庭神楽」がある。比婆荒神神楽は比婆郡西城町と東城町で、比婆斎庭神楽は比婆郡高野町と比和町で行われている<sup>31)</sup>。いずれも神職を主体にした神楽組織が中心となり、地域の「名」（荒神信仰を基盤とする中世の集落単位）で行なわれている。

荒神神楽の祭祀形式は比婆荒神神楽と比婆斎庭神楽では類似している。どちらも「湯立行事」を行なってから「荒



写真14. 「八頭乃能」（比婆郡比和町布見）



写真15. 「指紙」（比婆郡東城町森）



写真16. 「国譲りの能」（比婆郡西城町平子）



写真17. 「荒神舞納め」（比婆郡西城町平子）

神迎え」をして神楽を演じている。しかし神楽の内容は全く対照的である。比婆荒神神楽は備中神楽に類似し、比婆斎庭神楽は出雲神楽に類似している。

比婆荒神神楽は毎年行なわれる「小神楽」と、七年、十三年または三十三年の式年に行なわれる「大神楽」とがある。大神楽は民家の座敷や公共の集会所などを祭場にして行なわれる大がかりな神楽である。かつて大神楽は神田に神殿を建て、四日四夜かけて行なっていたが、最近では簡素化され二日一夜の形や、弓神楽形式で行い一日で済ませることもある。

大神楽は「前神楽」「本神楽」「灰神楽」の三つから構成されている。前神楽は「湯立」をしてから「荒神迎え」をし、「七座神事」（打立・曲舞・指紙・榊舞・莫塵舞・猿田彦の舞・神迎えの舞）を行ってから「土公神遊び」を行う。本神楽は「神殿移り」をし、改めて「七座神事」を行い、「祝詞神事」「能舞」（国譲りの能・八重垣の能・岩戸の能・八幡の能など）を行い、翌朝の夜が白みかける頃に「王子舞」を行ってから、野外に出て「竜押し」をする。その後で竜を再び舞場に持ち出して遊ばせる「荒神舞納め」を行い神人が一体となる。最後に「荒神送り」をして神霊を森の荒神祠に送る。その後で「灰神楽」（土公祭文・宝廻し・内輪納め・餅取り・恵比寿の舟遊び）をして終える（灰神楽は省略されることが多い）。

#### 比婆荒神神楽の歴史

比婆郡内では古くから神楽が行われてきたことが文書類に示されている。比婆郡東城町戸宇の朽木家に保管されている「神楽能本」「祭文本」「神楽執行に関する文書類」は、比婆郡内の神楽の推移をよく伝えている。これらの文書類は江戸時代初期に書かれたものであるが、中世後期に既に成立していた神楽文献も含まれている<sup>32)</sup>。現在の比婆荒神神楽では行われていないが、江戸時代初期にはこれらの文書類に記されているような神楽がいろいろな荒神祭祀の場で舞われていた。

庄原市本郷町の神職家（児玉家）に伝わる慶長十七年（1613）の『伊與村神祇太夫詫状』には、旧恵蘇郡<sup>33)</sup>で「湯立」「浄土神楽」「荒神舞」の三様の神楽が行われていたことが記録されている。この記録に従えば比婆荒神神楽の基型になる神楽は、江戸時代初期に既に成立していたと考えてよい。

この神楽は江戸時代中期に大きな変貌を遂げた。寛文五年（1665）に幕府は「神社禰宜神主法度」を公布し吉田家に実質的な神道裁許権を与えたため、比婆郡内にも吉田神道の祭式が浸透するようになった。そのため、これまでの浄土神楽やいろいろな神楽能などが神道化され整理された<sup>34)</sup>。

また江戸時代後期から備中で誕生した神楽能（国譲りの能・八重垣の能・岩戸の能）が取り入れられて、今の形の

比婆荒神神楽が成立したのである。明治になると民間人も加わる神楽組織が起り、現在は神職組織と神楽社とが協力して比婆荒神神楽の伝統を継承している。

尚、比婆郡内の西部では江戸時代の中期から後期にかけて吉田神道と出雲神楽の影響が及び、現在の形の比婆斎庭神楽が成立したと考えられる。

#### 5. 備後神楽

##### 備後神楽の分布と特徴

広島県東部に「備後神楽」と呼ばれる地味で余り知られていない神楽が伝えられている<sup>35)</sup>。備後神楽は広島県中東部の広い地域（備後の大部分と安芸東部の地域）、備後では神石郡、府中市、福山市、尾道市、三原市、御調郡、世羅郡、三次市、庄原市に、安芸では賀茂郡、豊田郡、東広島市、竹原市に分布している。分布地域に特定して「七村神楽」（神石郡）、「甲奴神楽」（甲奴郡）、「世羅神楽」（世羅郡）、「三谿神楽」（旧三谿郡）の名前で呼ばれたり、五行祭を重視していることから「王子神楽」と呼ばれたりすることもある。

備後神楽の演奏形式は最初に「神事式」と「神事舞」を行ってから「能舞」をする形である。神事式は「五神祇」ともいわれ、「清めの舞」「四神舞」「中央」「神舞」「悪魔祓」の五曲。神事舞は「手草」「造花引」「剣舞」「明現舞」「折敷舞」である。能舞は近世より伝承されてきた「古能」と、明治後に作られた「新能」とがある。

備後神楽の演出は驚くほど地味である。衣装は格衣という羽織のような衣装を使用する（能舞では鎧など着けることもある）。舞は激しく、「キリキリ舞」といわれ、まるで独楽が回るように目に留まらぬスピードで旋廻する。剣の先に盃を七、八個ものせてキリキリ舞をするなど、備後神楽にしかない独特の演出方法を伝えている。

備後神楽の担い手たちは修験者の太夫の流れを組む社人たちであった。現在はその伝統を汲むプロの「神楽太夫」と呼ばれる人たちが伝えている。「備後府中荒神神楽系」「豊栄神楽系」「御調神楽系」といわれる組織があり、およそ三十名の神楽太夫が所属し活躍している。

備後神楽には中世から伝えられている「弓神楽」や、それが展開して生まれた「五行祭」などユニークな神楽が伝えられている。特に「五行祭」<sup>36)</sup>は備後地方で異常な発達を遂げ、神楽といえば五行祭のことを意味する程である。五行祭は延々八時間以上にわたって演じられ、その内容・演出も豊富で、我が国五行祭の頂点に位置している。

これらの備後神楽は舞よりも歌や語が多い。また、神話・説話・謡曲や近世の物語から取材した多数の能を伝えていることも珍しい。しかもその能は呪いをテーマにしたものがたくさん伝えられている。また備後神楽は荒神信仰





写真18. 備後神楽の舞殿（世羅郡世羅町小国）



写真19. 「悪魔祓」（御調郡御調町白太）



写真20. 「弓神楽」（御調郡久井町蒔原）



写真21. 「五行祭」（賀茂郡河内町椋梨）

と深い関係をもつ神楽としても特徴があり、藁蛇・白布・石などを使った託宣行事を残している。今は絶えているが、明治初年頃まで「松神楽」と呼ばれる死霊供養の神楽も行われていた。

#### 備後神楽の歴史

備後地方では修験者の流れを汲む太夫（女性の「神子」と男性の「法者」）が組になって神楽を行っていた。その一例が神石郡南西部の有福荘<sup>37)</sup>の修験者たちである。その中心であった<sup>あざや</sup>窟谷家は有福荘階見の「木頃の先建」といわれてきた修験者で、桑本家は「先祖は修験者神光院」であったと記されている（明治初年の「賀茂神社由緒書上帳」）。八箇社神楽の主宰者である豊松の翁家も修験者だといわれている。神楽太夫の間では備後神楽の「五行祭は甲奴郡有福の僧侶が作った」という言い伝えもあるくらい、備後神楽と修験者との関わりは深いものがあったといえる。

窟谷家を中心に行われていた神楽は「七村神楽」といわれ、この七村神楽が備後地方に展開して備後神楽が形成された。こうしてできた備後神楽の原型と考えられる神楽は、府中市上下町小川家所蔵の安永五年（1776）の上下村三名（善明名・行常名・吉井名）合同荒神祭の記録に認めるこ

とができる。この神楽は、既に修験者の太夫によってではなく、吉田神道の免許を得た十二名の社人たちによって行なわれている。「参水」「打立」「場祓」「十二番舞」「造花」「御手種」「五行」「荒神の神託」を行った後、能二曲と狂言二つを行なっている。文久二年（1862）井永村の荒神舞記録では「御神事式」「御神能」「五行祭」「綱舞神事」の四つに区分して記録しているが、この四つの内容の神楽は安永年間から行なわれていた形である。備後地方にはこの四形式を備えた神楽が今日まで伝えられている。

## 二. 広島県の神楽の評価

### 1. 悪霊＝鎮送の神楽

広島県の神楽は質・量ともに優れ、しかも多様かつ豊かである。この多様で豊かな広島県の神楽に共通する点が二つある。一つは奏楽のテンポが非常に速いことである。この特長は九州や中部・東北地方の神楽にはあまり見受けられない。もう一つは、鬼や大蛇などの悪鬼がおびただしく登場し、それを退治する内容の神楽が際立っていることである。広島県人はどうしてこれ程まで速いテンポの舞や大蛇や悪鬼の舞を好んできたのだろうか。その理由は広島県の神楽の起源と深く関わっているように思われる。





写真22. 広島県の神楽で使われる「白蓋」(神石郡神石高原町下豊松)



写真23. 「白蓋引き」(福山市加茂町百谷)



写真24. 白布を打ちふって神がかりする「荒神舞納め」(比婆郡西城町平子)



写真25. 白布を潜り神がかりする「荒神舞」(世羅郡世羅町小国)

日本全国の神楽は「神座の前の神遊び」(神座鎮魂説)と定義され考察されてきた<sup>38)</sup>。しかし広島県の神楽を探訪してみると、この一義的な「神座鎮魂説」だけでそれを理解することは難しいように思われる。

たとえば、備後神楽の「五行祭」である。五人の王子の所務分配をめぐって長時間にわたり語り中心の神楽が演じられる。この五行祭は神を迎える「神＝鎮魂」の神楽ではなく、人間の生活のレベルから生死を超越していこうとする試みが窺える<sup>39)</sup>。また芸北神楽で古くから行なわれていた「四神」(安芸十二神祇の「ハツ花」、備後神楽の「剣舞」など)は、剣を持って四方を切る舞であるが、この舞が果たして鎮魂の神遊びであるといえるだろうか。

安芸十二神祇の「將軍舞」<sup>40)</sup>は天蓋に下げた米袋を弓で突いて神がかりする特殊な神楽であるが、これは鎮魂のためではなく悪霊の侵入を防ぐために行なわれていたし、比婆荒神神楽で最後に行なわれる「荒神舞納め」は悪霊を鎮送するために行なわれる神楽である<sup>41)</sup>。こうした事例から、広島県の神楽は、神座の前に神々を迎えて神遊びする「神＝鎮魂」の神楽というより、むしろ悪霊を切ったり、その侵入を封じたり鎮送する「悪霊＝鎮送」の神楽と考え

た方がより適切ではないだろうか。広島県では神々よりも悪霊と深く関わる神楽が行なわれていたと考えられる。

広島県の神楽にはこのように悪霊と関わる「悪霊＝鎮送」の神楽の伝統がある。その悪霊を鎮送するため、広島県の神楽には激しいテンポの奏楽が伴い、悪鬼や大蛇などの悪を退治する舞が展開されてきたのではないか。広島県人が異常なまでに速いテンポの舞と大蛇や悪鬼の舞を好むのは、広島県の神楽が悪霊と密接に関わりながら展開してきたからに他ならない。

では広島県の神楽はどうして「神＝鎮魂」ではなく「悪霊＝鎮送」の神楽の伝統があるのだろうか。このことについて、日本全国のなかで中国地方、特に広島県とその県境に集中している神がかりの神楽を取り上げ、広島県の神楽の特質を検討してみよう。

例えば「白蓋神事」(「天蓋」「玉蓋」「造花」などいろいろな名称がある)は舞場中央に下げた白蓋の中に舞手が入り(入らないケースもある)、それを上下前後左右に揺り動かし神々を勧請する「神＝鎮魂」の神楽と一般に考えられている(写真22・23)。

ところで白蓋神事に使われる白蓋は元々葬式の棺覆を意

味し、葬儀と関係ある道具だといわれている。山陰地方の葬祭で玉蓋（「白蓋」の別称）が使用されていた記録図も残されているなど、白蓋と葬祭との関係は強いようである<sup>42)</sup>。中国地方ではないが奥三河の白山行事では、白蓋で覆った白山に亡者姿の願主たちが入ってなにごとかを行って新たな生命に再生させられていたという<sup>43)</sup>。こうした事例から白蓋は神々を勧請するというよりも、むしろ生や死と深いつながりの下で使われていたのではないかと考えられる。

## 2. 生と死の思想を秘めた神楽

備後地方の式年の荒神神楽では、最終場面に一反の白木綿布（「手草」という）を使い神がかりする神楽が伝えられている。比婆荒神神楽の「荒神舞納め」では藁蛇に掛けられた白布を神柱が打ちふって舞いながら神がかり（写真24）。備後中部（世羅郡世羅町津口や小国など）で行われる七年に一度の荒神祭では、二本の白布を舞場にクロス状に張り、その下を三名の舞手が舞い潜るうち神がかりして託宣する（写真25）。この舞は三原市にある妙見神楽<sup>44)</sup>と関係があるらしい。妙見神楽は広く芸予諸島の神楽でも行なわれていた神楽で、縁者が白布の下を潜ることで死霊の供養を果たしていた。このことから神楽の場で用いられる白布は、とりわけ死霊供養と深い関わりをもっていたことが浮かび上がってくる。

元来白布は死者に取り憑く邪霊（「トリジン」または「ミサキ」といわれる）を離すため死体に巻きつける六尋の布であったといわれており、白布は死霊供養には欠かすことのできない道具でもあったのである<sup>45)</sup>。広島県の神楽祭祀に白布が多く用いられるのは、広島県の神楽がとりわけ死と密接に関係していたことを物語っているからなのだろう。

広島県と県境の神楽には、白布を使うだけでなく、藁蛇を遊ばせて神がかりする神楽がおびただしく伝えられている（「綱舞」「蛇舞」などいろいろな名称がある）。比婆荒神神楽では藁蛇（「タツ」という）にとりついた二名の舞手がその藁蛇を激しくゆすり遊ばせるうち神がかりする。これと同じような神楽は備中荒神神楽や備後神楽、石見の大元神楽などにも伝えられている。周防山代地方には藁蛇を棒で突いて神がかりする「山之神」と呼ばれる同類の舞が現存している。さらに、江戸時代の安芸でもそれと似た神楽が行われていた記録がある。藁蛇を使って神がかりする舞は、広島県と県境では広く行われてきたことであった。

神がかりする神楽に藁蛇がよく用いられるのは、蛇が死霊を象徴しているからである。比婆郡東城町の寛文四年（1664）に記された「松ノ能」に、宇佐の神主の母の死霊が蛇体として現れるなど、蛇は死霊を表象するものであった<sup>46)</sup>。こ

のことから、藁蛇は白布とおなじように死霊供養と関連して中国地方の神楽に使用されてきたのである。

正徳五年（1715）頃の安芸（安芸高田市美土里町）では、願主の再生を図るために「柱松」と呼ばれる行事を行っていた記録が残っている<sup>47)</sup>。この行事は四方に門を構えた祭場（「八註連」という）に願主を入れ、藁蛇を巻きつけた祭場中央の柱（「真柱」という）を若連が暴れ狂って引き回しなぎ倒すようなものだったらしい。藁蛇を巻きつけた柱の周りを暴れ狂って異次元の時空を創出させることで、願主の再生を果たしていたのである。

この柱松と類似した行事は山口県玖珂郡本郷村波野に「山神祭」と呼ばれ唯一現存している<sup>48)</sup>。七年に一度の式年にもみ実演される。祭場の中央に多数の竹串の幣を弧で巻いた柱（「ヤマ」という）とトグロを巻いた藁蛇を据え、その周囲を四名の舞手が狂い舞をして中央にあるヤマを引き回し打ち倒すのである。記録によればこの山神祭は死霊を鎮送するため行なっていたらしいのである<sup>49)</sup>。

このように「白蓋」「白布」「藁蛇」は「柱」ともからみ合い、生と死、とりわけ死霊供養のため用いられてきたのであった。中国地方の神楽の祭儀ではこうしたものを激しく揺り動かしてオルギアの忘我的陶醉状態を現出させ、生死の超越を試みていたのである。したがって白蓋や白布や藁蛇を使う神がかりする神楽を色濃く残している広島県の神楽は、単に古い歴史をもつだけでなく、「生と死の思想を秘めた神楽」<sup>50)</sup>ということができよう。広島県の神楽はまさに神楽の根源に触れる、日本の神楽の原点と位置づけることができるのである。

## おわりに

広島県の神楽は神楽研究の上で豊富な内容を含んだものが多い。それが死霊供養を根源に据えていることは、国の指定民俗文化財である三作神楽、行波神舞、大元神楽、比婆荒神神楽、備中荒神神楽など中国地方の神楽とも対照し考察されるべき重要課題である。神楽は根本的に人間の生と死に関わるテーマであるから、民俗芸能学だけでなく、宗教学や哲学などの諸学問からも注意深く考察される必要がある。

## 註

- 1) 米田雄介『神楽の変容とその社会的基盤に関する研究—平成12年度県立大学重点研究事業成果報告書—』県立広島女子大学国際文化学部、2001年。
- 2) 新藤久人『芸北神楽と秋祭り』年中行事刊行後援会、1958年、同『広島県の神楽』広島文化出版、1973年。
- 3) 真下三郎『広島県の神楽』第一法規、1981年。
- 4) 岩田勝『神楽源流考』名著出版、1983年。



- 5) 牛尾三千夫『神楽と神がかり』名著出版, 1985年。
- 6) 田中重雄『備後神楽』ぎょうせい, 2000年。
- 7) 三村泰臣『広島県の神楽探訪』南々社, 2004年。
- 8) 高宮町山根の山根神楽団では「阿須那村の神職・斎藤氏より伝授を受けた」と伝えられ, 高宮町船佐の羽佐竹神楽団では「幕末のころ, 阿須那の神官より神楽の伝授を受けて帰り, 文久・元治・慶応にかけて, 当時の神楽愛好家たちが羽佐竹神楽の基礎を固めた」と伝えられている。
- 9) 橋山神楽は明治以前に邑智郡矢上村へ行って神楽を習得して帰り, それを芸北西部の各地に伝えた。山県郡安芸太田町(旧加計町)の穴袋神楽(明治二十九年発足)は, 栗栖坂次郎なる者が橋山村空城に鍛冶習得に行き, 橋山神楽を教わって帰り開始したといわれている。同じ旧加計町の高下神楽(明治二十二年発足), 掘神楽(寛政八年発足とする), 川北神楽(明治二十六年発足)も橋山神楽を継承したと伝えられている。旧戸河内町の小板神楽も橋山から教わったと言っている。橋山神楽の団長を勤めていた斎藤安俊氏によると, 氏は山県郡内の二十六団体に神楽を教え, 十五団体に部分的に関与したという。
- 10) 大朝町史編さん委員会編『大朝町史』下巻, 大朝町教育委員会, 1982年, 515～517頁, 参照。
- 11) 三村泰臣「安芸十二神祇と「将軍舞」」『日本民俗学』第213号, 1998年。
- 12) 天神七代・地神五代を合わせた合計十二を神聖な数とみなし, ここから十二神祇と呼ばれるようになった。神楽を十二の演目で構成する習慣は江戸時代中期から始まり, 安芸では「十二神祇」(備後でも十二神祇と言った時期がある), 周防では「十二ノ舞」といったりした。十二神祇は十二の演目を演じることが重要なのである。
- 13) 新藤久人, (注2), 『広島県の神楽』, 182頁。
- 14) 同上, 183頁。
- 15) 文政二年(1819)に記された『書出帳』(佐伯郡原村の項, 現廿日市市原)に「年ニ寄り氏子おもひおもひ湯立舞又ハ十二神祇神楽執行仕候」とあり, 十二神祇神楽の語が初めて使われているからである。
- 16) 白砂舞がどのような神楽であったかは, 河野筑前太夫が記した「御神楽行事伝授」(『湯来町誌』資料編Ⅲ)から窺い知ることができる。この神楽は湯立行事に続いて, 「神降り」「恵比寿」「荒神」「注連口」「鬼神(せき)」「弓舞」「柴舞」「長刀舞」「大蛇」「三鬼神」「五刀」「八龍神」「天照太神」「所務分け」「合戦」「王子」を行い, 最後に「天だい将軍」で終了する今の十二神祇と同じ形式の神楽であった。
- 17) 和田村(現湯来町和田)の明治二十五年頃の詞本(久保政一氏が所蔵し「言立帖」といわれる)によれば, 「詠永(どうのくちあけ)」「献上(浄め)」「胡子舞(恵比寿)」「おりひ」「改神(あらがみ)」「改平(あらひら)」「大社」「ひめみや(天の岩戸)」「七五三(しめくち)」「白湯」「きずき(三鬼神)」「道行(皇子道行)」「五等(五刀)」「八ツ花」「垂地(皇子合戦)」「正宮(将軍)」などが行われていた。下村(現湯来町下)の通矢河内神社に寛政八年(1796)に舞太刀が寄進されたという記録があり, この頃に下村で「言立帖」に記載したような内容の神楽が行なわれていたものと思われる。
- 18) その伝授した神楽は石見神楽であったと真下三郎は『広島県の神楽』(注3)で明言しているが, 白砂舞は石見神楽とは全く異なる神楽である。
- 19) 筒賀村・筒賀村教育委員会『筒賀村史』資料編, 第1巻, 1999年, 637～638頁, 参照。
- 20) 大歳神楽は寛延年中の記録から筒賀村内の各社で行なわれていた神楽である。
- 21) 『筒賀村史』資料編, 第1巻, 645～651頁, 参照。
- 22) 『筒賀村史』資料編, 第1巻, 652～655頁, 参照。
- 23) 三村泰臣「芸予諸島の神楽」『広島民俗』第61号, 広島民俗学会30周年記念論集, 2004年, 22～43頁。
- 24) 小坪小学校PTA教養部が平成三年に編集した『神楽』には, 「神楽」「つゆはらい」「しめ口」「岩戸」「神迎え」「小弓」「上二刀」「下二刀」「二天」「四天」「だいは」「おしき」「長刀」「扇子」「大弓」「恵比寿」「いこく」の詞章が記録してある。
- 25) 蒲刈町誌編集委員会・蒲刈町教育委員会『蒲刈町史』民俗編, 1995年, 523～524頁。
- 26) 平山敏治郎他編『日本庶民文化史料集成』第九巻, 風俗, 三一書房, 1969年, 707～718頁。
- 27) 三原市役所『三原市史』民俗編, 1979年, 945～958頁, 参照。
- 28) 名荷神楽の「御神託御繩御祭中御前」と「八重注連」は, それ以前から行われていた古い神楽で検討する必要がある。
- 29) 三村泰臣「名荷十二神祇神楽」『まつり通信』440, 1997年, 6～7頁。
- 30) 「備後名荷神楽本」『日本庶民文化史料集成』第1巻, 神楽・舞楽, 三一書房, 1974年, 245～268頁。
- 31) 比婆郡内の神職組織が大きく二つに分かれていた関係で, 「比婆荒神神楽」と「比婆斎庭神楽」の二つの違う形態の神楽ができたと考えられる。
- 32) 寛文四年(1664)の能本には, 「鹿嶋ノ能」「橋弁慶」「文殊菩薩能」「恵比須」「身ウリ能」「清盛ノ能」「金

- 剛童子」「帝釈天ノ能」「ヲダマキ」「三宝荒神能」「目連ノ能」「熊野ノ日高ノ鐘巻」「鐘ノ供養」「松ノ能」の十四番が記録されている。延宝八年（1680）の能本には、「皆サンノ能」「鹿嶋ノ能」「コリノ金剛童子」「天照大神ノ山ドリコエ」「天神」「正徳太子」「天照皇大岩戸出」「八幡宮」「鞍馬天狗」「安達原黒塚」「やとが坂」「十羅節女」「豊後尾玉マキ」「地神能」「鳴神ノ能」の十五番が記録されている。
- 33) 比婆郡は旧三上郡、恵蘇郡、奴可郡が明治三十四年に合併して成立した。
- 34) 現在の荒神神楽で最初に湯立行事が行なわれ、最後に「竜押し」「荒神納め」「荒神送り」など、浄土神楽の様相を呈する行事が行われているのは、荒神神楽が湯立神楽や浄土神楽であった名残である。
- 35) 府中市上下町井永八幡神社の田中重雄宮司が平成十二年に『備後神楽』を出版され、その全貌がはじめて紹介され、備後神楽への関心が少しずつ高まっている。『備後神楽』については、三村泰臣「備後神楽—甲奴郡・世羅郡を中心—」『民俗芸能研究』第36号、2004年、95～98頁、参照。
- 36) 三村泰臣「環境と文化—備後の五行祭とその盛衰の考察から—」『広島工業大学研究紀要』研究編、第38巻、2004年、405～416頁。
- 37) 京都賀茂神社の社領で、甲奴郡有福・小堀・階見・福田・有田を範囲とする。その中心が有福。
- 38) 本田安次『日本の伝統芸能』本田安次著作集、第1巻、錦正社、1993年、4～23頁。
- 39) 三村泰臣、(注36)、405～426頁。
- 40) 三村泰臣「將軍舞考」『民俗芸能研究』第27号、1998年、1～21頁。
- 41) 「悪霊＝鎮送」については、岩田勝「荒神祭祀にみる招迎と鎮送」『神楽源流考』名著出版、1983年、409～465頁、参照。
- 42) 石塚尊俊「白蓋考」『女人司祭』慶友社、1994年、145～163頁。
- 43) 早川孝太郎『花祭』後編、『早川孝太郎全集』第二巻、未来社、1972年、74～81頁。
- 44) 田地春江「備後三原地方の妙見信仰」『日本民俗学』第130号、1980年、61～79頁、同「妙見神楽見聞記」『広島民俗』第19号、1983年、39～43頁、渡辺友千代「備後三原地方の妙見神楽について」『日本民俗学』第139号、1982年、21～30頁、『三原市史』民俗編、1979年、951～958頁。
- 45) 岩田勝「取神離しと鎮凶癘魂」『神楽新考』名著出版、1992年、71～148頁。
- 46) 東城町教育委員会『比婆荒神神楽』東城町文化財協会、1982年、566～568頁。
- 47) 安芸高田市美土里町三上宮司家に所蔵されていた原本（今不明）の写しが、同町神楽門前湯治村かむくら座に展示されている。
- 48) 三村泰臣「乱舞する「山之神」—本郷村波野・河内神社の山神祭—」『まつり通信』504、2003年、10～11頁。この詳細な分析は、同「安芸と周防の「將軍舞」」『山岳修験』第32号、2003年、19～32頁。
- 49) 享和二年（1802）『玖珂郡志』の「瀬田村」の項に「山神祭」の記録がある。
- 50) この考察は、三村泰臣「生と死の思想を秘めた神楽—備中荒神神楽を中心として—」『備中荒神神楽』国立劇場、2004年、16～17頁。